

1 取組について

(1) 取組の趣旨・目的

① 食育推進と本学の地域貢献

今日、国家的な急務の課題として食育推進運動が求められている。「食育基本法」(平成17年)に基づく行動指針として「食育基本計画」が策定され、これを受け山梨県でも「やまなし食育推進計画」(平成18年)が策定されている。本学は、



昭和20年代の学生による共同炊事

これまで、食と健康、教育と福祉に関わる専門職養成を通じて、積極的に地域貢献に努めてきた。昭和20年代の農繁期の共同炊事の実践に始まり、今日の小児糖尿病サマーキャンプ支援、郷土の特産物の活用、生活習慣病予防講座など、地域の食育推進についても積極的に取り組んできた(資料1、2)。本取組は、こうした長年の経験を礎とし、更なる地域貢献に取り組んでいくものである。

② 本取組の趣旨とニーズ

本取組では、山梨県や栄養士会との連携のもと、食育推進ボランティアを中心に位置づけて既存の卒業必修科目「社会体験講座Ⅰ」を再編し、新たに全学的な学生教育プロ

グラムを展開していく。同講座では、「食」を専門とする食物栄養科と「育」を専門とする保育科が協働して、食育教材の開発、幼児・児童を対象とした食育教室、メタボリックシンドローム予防講座、地域への情報発信等の食育推進ボランティアに取り組む。これにより、学生の食育実践力の育成、地域貢献感の醸成を図るとともに、「やまなし食育推進計画」の一翼を担っていく(図3)。

現在、地域住民の食育への関心は高いものの(図1)、全県的な食育推進運動の担い手となるボランティアの人材確保は十分ではない。県および栄養士会からも、食育推進のための連携が強く求められている(資料3、4)。

本取組に対しては学生の期待も高い。食物栄養科学生は、実際に子ども等に対し食育を実践することへの不安から、食育実践力を養う機会を求めている(図2-1)。保育科学生も、食育実践力を支える理論について専門的に学ぶ機会を求めている(図2-2)。本取組はこうした地域と学生のニーズに合致するものである。

図1 山梨県民の食育への関心

(平成18年度県政モニターアンケート「食に関するアンケート調査」より抜)

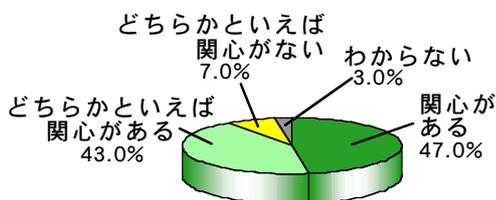


図2 学生の食育への関心

図2-1 食育を実践する力を養う機会 (食物栄養科1・2年生 N=275)

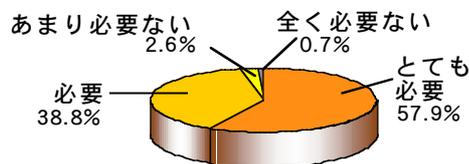


図2-2 栄養士や食物栄養科の教員から、食育の理論を学ぶ機会 (保育科1・2年生 N=290)

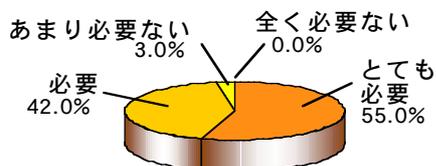
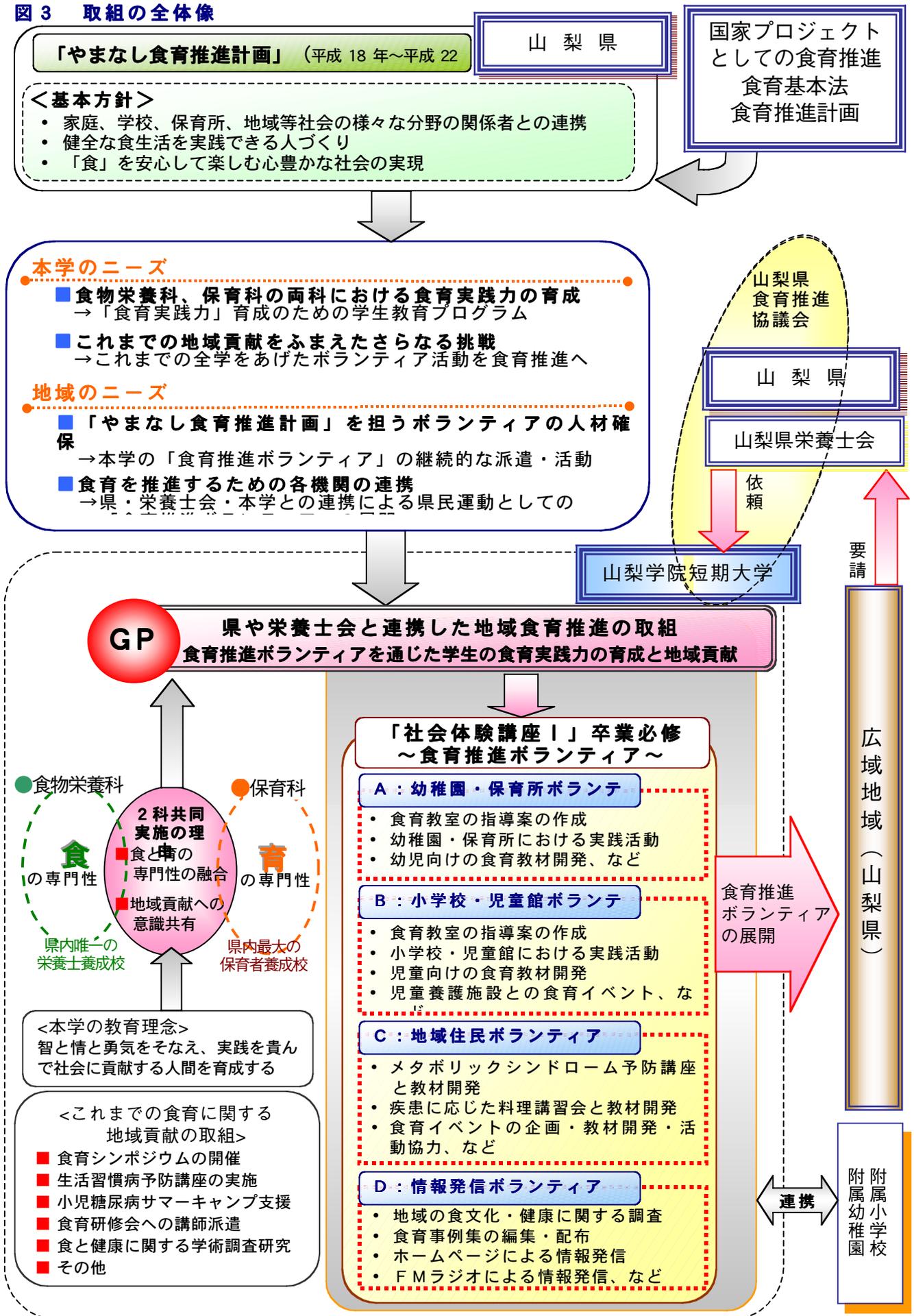


図3 取組の全体像



③ 学生教育の目標と取組の効果

「実践を貴んで社会に貢献する人間を育成する」という本学の教育理念、および、前述の地域・学生ニーズを受け、本取組では「食育実践力の育成」と「地域への貢献感の醸成」を2つの大きな教育目標としている（図4）。取組の成果としては、食育実践力と地域貢献への意欲を有した栄養士および保育者の地域への輩出、食育推進を通じた地域活性化が

図4 本取組における教育目標

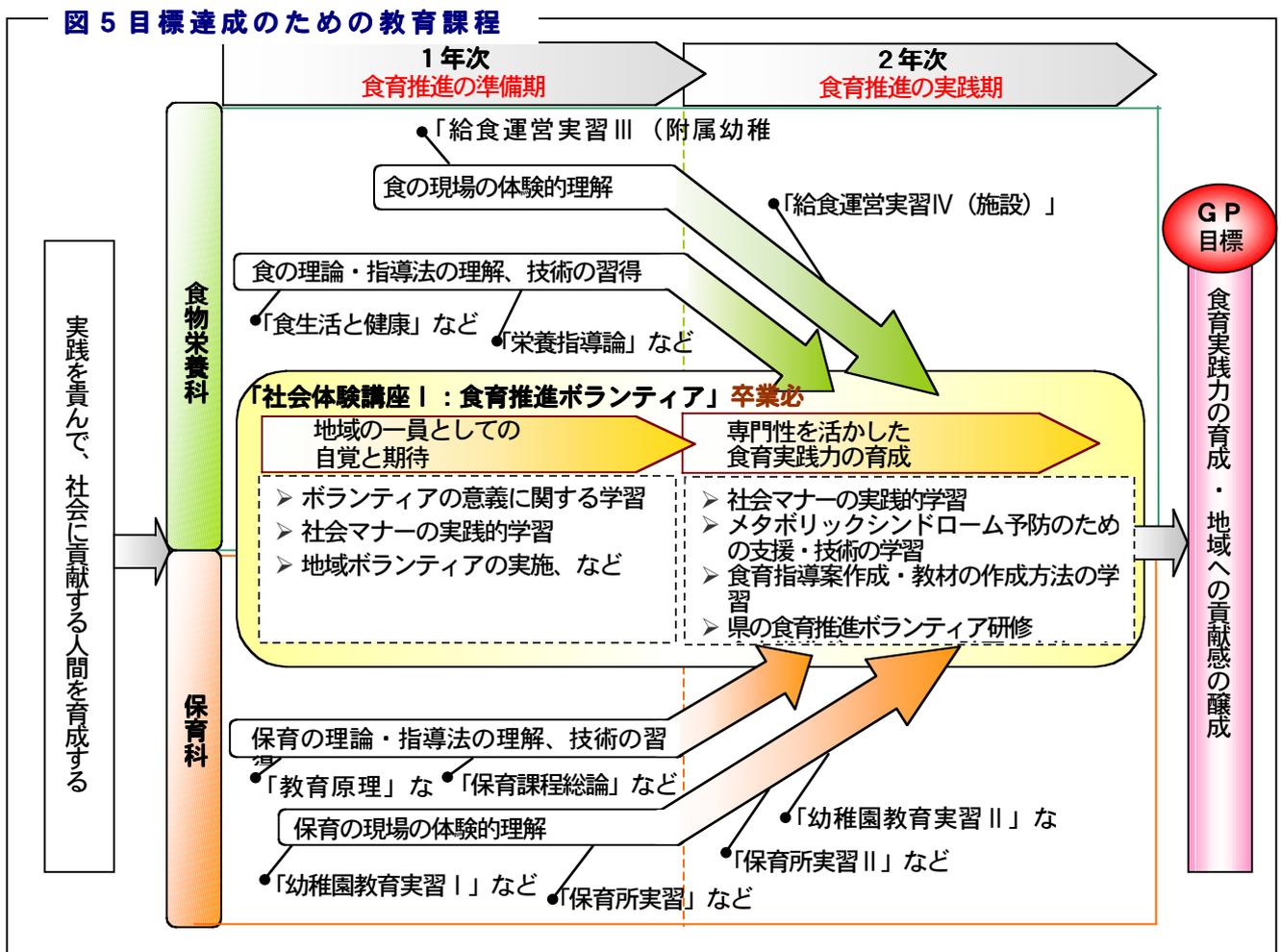
- 食育実践力の育成
 - ・ 食育の重要性の認識
 - ・ 食と育の専門的知識
 - ・ 食育の企画力（計画・工夫）
 - ・ 食育の指導力（技術・表現）
- 地域への貢献感の醸成
 - ・ ボランティア精神
 - ・ 地域の一員としての自覚
 - ・ 地域で生きる上での社会性

期待される。食物栄養科と保育科がそれぞれの専門性を活かしながら協働で進めていく「社会体験講座Ⅰ：食育推進ボランティア」は、学生が相互に刺激し合いながら、自らの専門分野に関する学習の幅を広め、体験をもとに学習意欲を向上させていく上で有効に機能するであろう。さらに、同講座の継続的实施は、「やまなし食育推進計画」の達成にも多大な効果をもたらすと思われる。

（2）取組の実施体制等

① 教育課程・教育方法

「社会体験講座Ⅰ：食育推進ボランティア」は、その目標達成のため、2年間の教育課程の中に図5の通り位置づけられ、他の教育科目とも有機的に関連づけられている。なお、図5の「」内は他の専門教育科目名である。



1年次は、地域の一員としての自覚を促すための「食育推進の準備期」として位置づけ、ボランティアの意義に関する学習や社会マナーの実践的学習を行う。また、地域の保育所、幼稚園、障害者施設などから本学に寄せられるボランティア要請の情報をもとに、それぞれの学生がボランティアを選択し、8時間以上の地域ボランティア活動を実施する。2年次は、「食育推進の実践期」として位置づけ、それまでの専門科目の学習を活かしながら食育実践力の育成を目指す。社会マナーの実践的学習、県主催の「食育推進ボランティア研修」への参加、メタボリックシンドローム予防のための支援・技術の学習等の後、栄養士会を通じて依頼された**食育推進ボランティア**や、本学が必要と考える**食育推進ボランティア**を実施していく。ボランティアの内容ごと、両科の学生が混合でグループを構成し、学生リーダーを選出する。両科の教員の指導のもと、学生リーダーが連絡・調整を図りつつ、学生たちが主体となってボランティアを計画・実施していく。

②取組の実現に向けた実施体制

本取組への参加予定者数は、全専任教員 39 名、全職員 7 名、マナー教室を担当する非常勤教員 2 名、両科の全学生 600 名である。本取組は、全教職員の支持のうえ（図 6）、図 7 に示す実施体制のもと全学的に進められる。対外的な交渉やボランティア情報の提供などは「社会体験講座運営委員会」が行う。なお、同委員会には、事務補佐員を 1 名置く。ボランティア活動の実施については、両科の全教員が支援する体制をとる。

図 6 取組への教職員の支
(教員N=39 職員N=7)

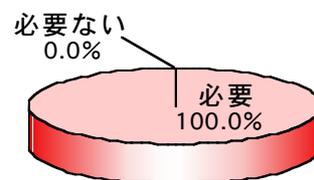
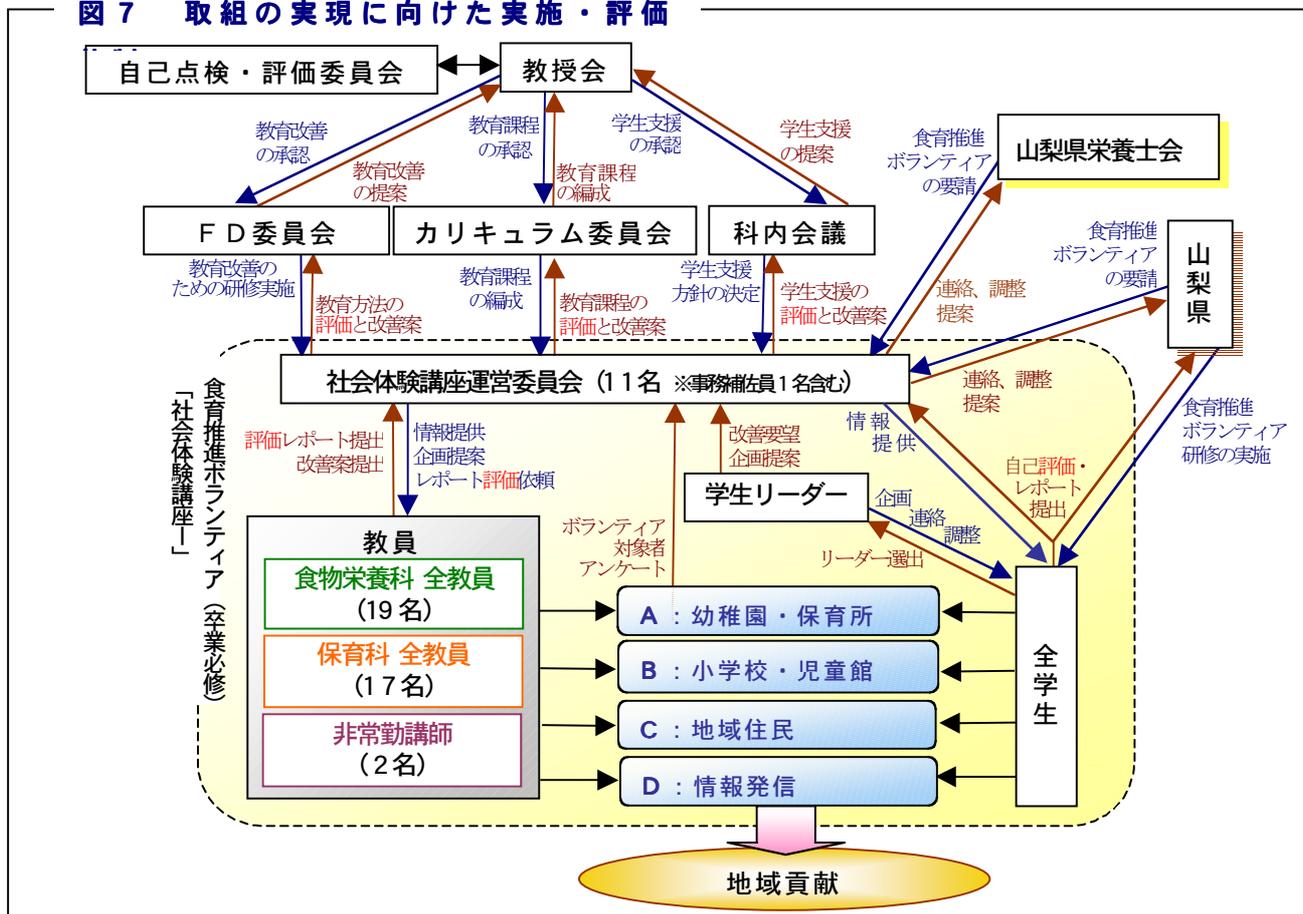


図 7 取組の実現に向けた実施・評価



③ 取組の独創性、新規性

本取組には、図 8 に示すような独創性、新規性があると考えられる。

図 8 取組の独創性・新規性

- 国家的な重要課題である食育の推進に、地方短期大学として積極的に寄与しようとしている点
- 食育実践力の育成と地域への貢献感の醸成を図る、学生主体型の学生教育プログラムを実施する点
- 食物栄養科と保育科とのコラボレーションにより、食と育の専門性が融合され、互恵的な効果が期待できる点
- 食育推進ボランティアを全学的に行う点および、それを卒業必修科目として重視している点
- 地域のニーズに沿って、山梨県や栄養士会との連携が継続的かつ効果的に図られる体制になっている点

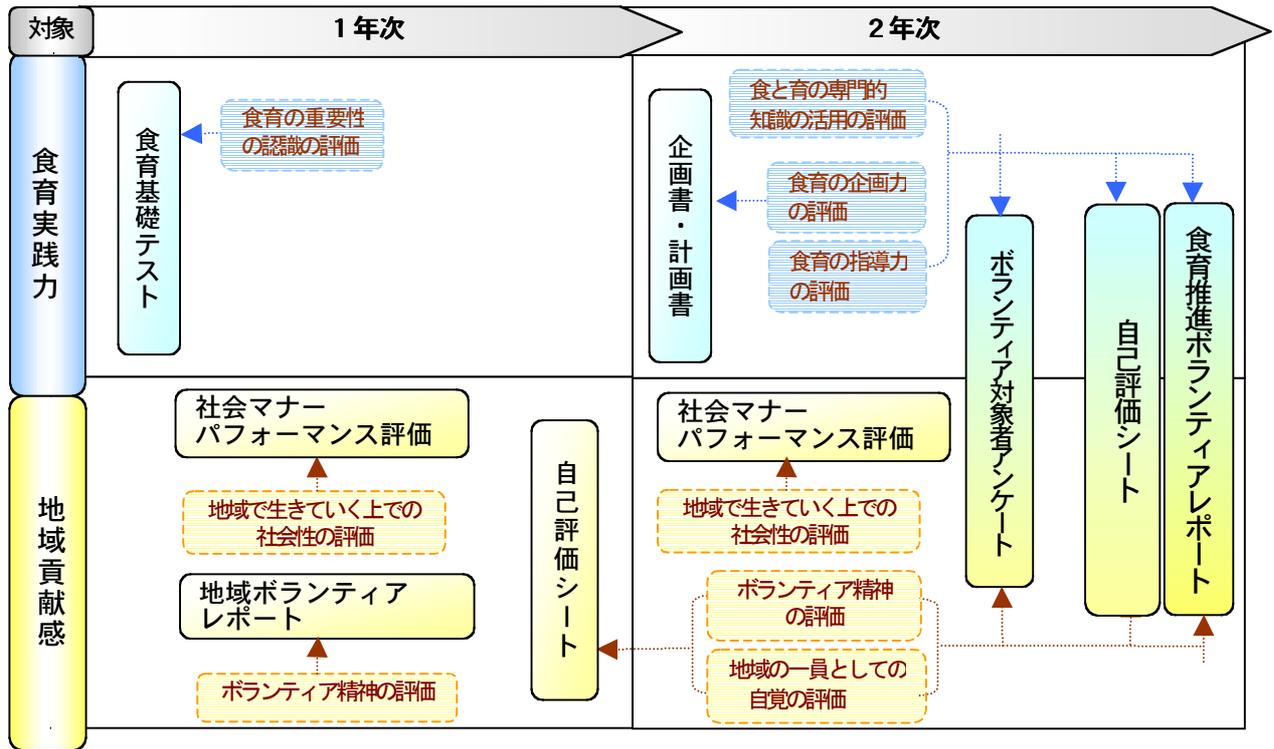
(3) 評価体制等

本取組の評価・改善は、前頁の図 7 の通り、「社会体験講座運営委員会」が中心となり進める。教育目標達成度の評価方法と時期については、図 9 に示す通りである。「食育実践力」「地域貢献感」の評価は、食育基礎テスト、社会マナーパフォーマンス評価、企画書、ボランティアレポート、自己評価シート、ボランティア対象者アンケート（資料 6）等により多面的に行う。担当教員は、共通の評価の視点（資料 5）から評価にあたる。「社会体験講座運営委員会」の評価結果を受け、「FD委員会」「カリキュラム委員会」「科内会議」等で改善の検討がなされる。

また、本取組による地域の食育推進の成果については、ボランティア対象者アンケート結果や本学へのボランティア依頼件数、県が実施する県民の食に関する調査結果をもとに、「社会体験講座運営委員会」が確認していく。

こうした体制（図 7）を整備することにより、取組終了時にも、本取組に対する総合的な評価と、それに基づいた更なる改善が可能となる。

図9 取組の評価方法と時期



(4) 教育改革への有効性

本取組における教育課程・教育方法等の創意工夫、実施体制等の創意工夫、教育改革への有効性については、図10の通りである。

図 10 教育改革への有効性

教育課程・教育方法等の創意工夫

➤ **食物栄養科と保育科がコラボレーションする形をとる点**

「食」を専門とする食物栄養科と、「育」を専門とする保育科の教員・学生が相互に学び合い、協働でボランティアを展開する。これにより、両科がそれぞれに学習を進めていた段階に比べ、学生の食育実践力の育成を飛躍的に効果的なものとする事ができる。

➤ **2年間を通じた体系的・段階的な学習とする点**

1年次を「食育推進の準備期」と位置づけ、社会マナーの実践的学習や地域ボランティアを行う。2年次を「食育推進の実践期」とし、これまでの専門科目の系統的学習の上に、社会マナーの実践的学習やメタボリックシンドローム予防の支援・技術の学習、食育指導案作成・教材の作成方法の学習、県の食育推進ボランティア研修を行う。これにより、段階的な学習が可能となる。

➤ **学生主体型・体験型の学習を重視している点**

学生が自ら企画書・計画書を作成し、食育推進ボランティアを行うことで、学生主体型・体験型の専門的学習が可能となる。体験を通して得られる問題意識により、学習意欲も喚起される。多様な食育ボランティアのなかから、学生が自分にふさわしいものを選択する体制をとることにより、学生の主体的な学習は一層保障される。

➤ **継続的な取組を可能とする点**

上述の教育課程の整備により、取組期間終了後も取組を継続していくことが可能となる。

実施体制等の創意工夫

➤ **山梨県や栄養士会と連携を図る点**

山梨県の要請を受け、栄養士会等とともに「山梨県食育推進協議会」を構成し連携を図ることによって、全県的な食育推進運動の取組が可能となる。

➤ **「社会体験講座運営委員会」を中心にした全学的な体制をとる点**

食物栄養科および保育科の教員からなる「社会体験講座運営委員会」が中心となって、学内の各種委員会と連携を図ることで、全学的な取組の体制を整備することができる。

➤ **本法人附属小学校、附属幼稚園と連携を図る点**

本法人附属小学校、附属幼稚園と連携することで、食育現場のニーズに即した食育教材、食育授業モデルの開発が可能となる。

➤ **「食育推進ボランティア学生リーダー」を置く点**

各食育推進ボランティアに「学生リーダー」を置くことで、ボランティア活動が、学生のより主体的な学習の機会となる。

➤ **評価体制が確立している点**

自己点検評価委員会、FD委員会等が中心となった教育評価・改善の体制が本学では既に整備されている。そのため、取組期間終了後も、本取組の評価をふまえた改善的取組が可能である。

教育改革への有効

➤ **他の教育改革へ結びつきやすい取組である点**

本取組における食育推進ボランティアの展開によって、食物栄養科・保育科学生の食育実践力の育成と地域貢献感の醸成および、食育推進を通じた地域活性化が期待される。国家的な課題である食育推進と地域活性化を同時に可能にする取組例として、他の教育改革の参考になるものである。本取組については、紹介リーフレット、本学ホームページ、FMラジオ、食育事例発表会、活動報告書（食育事例集）等を通して、広く情報提供していく。

2 取組の実施計画等について

(1) 実施スケジュール

社会体験講座Ⅰ：食育推進ボランティア（1単位）【授業計画】			
開講	時数	内容	具体的な学習内容
1年	1	ガイダンス	講座の概要、ボランティアの意義、食育基礎テスト
	2	マナー教室1	社会マナーの実践的学習1
	3~7	地域ボランティア	8時間以上の実地体験ボランティア
	8	レポート提出1	地域ボランティア自己評価・地域ボランティアレポートの提出
2年	9	食育推進ボランティアガイダンス	県主催食育推進ボランティア研修への参加－役割と活動内容－（講師：山梨県企画部県民室 県民生活課 食の安全・食育推進室 室長他）
	10	マナー教室2	社会マナーの実践的学習2
	11~12	食育推進ボランティア活動のための基礎講座	食物栄養科：指導案・教材の作成方法（講師：保育科教員、栄養士会会員） 保育科：食育の基礎知識（講師：食物栄養科教員、栄養士会会員） メタボリックシンドローム予防のための支援・技術の学習
	13	活動内容の選択と理解	活動内容の選択と活動の学習（両科合同グループ編成） A：幼稚園・保育所 B：小学校・児童館 C：地域住民 D：情報発信
	14	活動計画の立案	活動の目的と計画の検討、企画書・計画書の作成
	15~18	活動の準備	計画に沿った教材開発・教材作成等
	19	実践活動模擬演習	実演・表現方法の練習
	20~24	実践活動	食育推進ボランティア活動
	25	レポート提出2	食育推進ボランティア自己評価・食育推進ボランティアレポートの提出

(2) 各年次の実施計画（取組の終了後を含む）

	実施計画	備考（地域・関連機関との連携等）
平成19年度	<p>▶ 初年度目標：食育推進体制構築のための準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 食育推進ボランティア評価の視点の作成（4月～5月） 「社会体験講座運営委員会」の再編（4月～5月） 食育推進ボランティア活動プログラムと実施要領の作成（7、8月） 県「食育推進ボランティア研修」への参加（10月） 食育ボランティア活動の試行的実施（11月～1月） 年度末評価と改善（1月～2月） G P紹介リーフレットの作成・配布（2月） G Pフォーラムへの参加（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県食育推進協議会への参加要請の受諾（4月） 山梨県食育推進協議会における学生のボランティア派遣に関する協議（7月） 県への「食育推進ボランティア研修」開催の要請（8月） 学生による県への活動報告書の提出（随時）
平成20年度	<p>▶ 次年度目標：食育実践活動の展開と情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会体験講座Ⅰ：食育推進ボランティアの実施（4月～1月） 食育推進ホームページの作成と公開（4月～9月） F Mラジオによる情報発信（隔月・年間6回） 食育推進ボランティア事例発表会（11月） 年度末評価と改善（1月～2月） 	<ul style="list-style-type: none"> 県への「食育推進ボランティア研修」開催の要請（4月） 山梨県栄養士会への食育推進ボランティア活動のための基礎講座講師派遣依頼（4月） 山梨県食育推進協議会における学生のボランティア派遣に関する協議（4月） 学生による県への活動報告書の提出（随時）
平成21年度	<p>▶ 最終年度目標：ボランティア体制の確立と全体の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会体験講座Ⅰ：食育推進ボランティアの実施（4月～1月） 食育推進シンポジウム（10月） F Mラジオによる情報発信（隔月・年間6回） 活動報告書（食育事例集）の作成と配布（2月） 年度末評価と改善（1月～2月） 食育推進全体に関する評価と改善（2月～3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 県への「食育推進ボランティア研修」開催の要請（4月） 山梨県食育推進協議会における学生のボランティア派遣に関する協議（4月） 山梨県栄養士会への食育推進ボランティア活動のための基礎講座講師派遣依頼（4月） 食育推進シンポジウムの共催（10月） 学生による県への活動報告書の提出（随時）
取組終了後	<p>▶ 取組終了後の継続的な取組に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> 本取組終了後も「やまなし食育推進計画」は継続して進められる。本学としても、3カ年の取組で終わることなく、継続的に学生の食育実践力の育成と地域貢献を行っていく。 財政面については、取組期間中に設備・備品等の充実をはかり、これを基に進めていくことが可能である。材料費、通信費は、本学が負担していく。 人的措置としては、取組終了後も事務補佐員を置き、取組を継続していく。人件費は、本学が負担する予定である。 	

(3) 実施の具体的内容

区分	食育推進ボランティアの内容 ※1	各年度 学生数 (想定)		担当教員		本学企画	県等 依頼 ※2	
		食物栄養科	保育科	食物栄養科	保育科			
平成19年度～平成21年度								
A 幼稚園・ 保育所	1	幼児向けの食育教材開発 (エブ 紙芝居、ペーパーカード等)						
	2	幼児の食事バランスガイド活用普及のためのリーフレット製作	5	5	松本 樋口	伊藤	○	
	3	幼児の偏食予防のための料理レシピ集作成	5	5	根津	山内(淳)	○	
	4	フードモデルを使った食育教室の指導案作成と指導実践	5	5	赤井	真宮	○	
	5	幼稚園における食育教材を使った実践活動	10	10	根津	山内(淳) 松井	○	○
	6	保育所における食育教材を使った実践活動	10	10	深澤	澤田		○
B 小学校・ 児童館	1	児童向けの食育教材開発 (紙芝居、ペーパーカード等)	10	15	深澤	真宮		
	2	児童養護施設の児童のための料理教室	20	20	依田	田辺 安河内	○	
	3	子どもの自然体験キャンプにおける食教育の実践	5	5	深澤	大久保		○
	4	小児糖尿病サマーキャンプにおける栄養教育	5	5	岡本	野中		○
	5	小学校における食育教材を使った実践活動	5	10	松本 保坂	山内(紀) 横山	○	○
	6	児童館における食育教材を使った実践活動	5	10	保坂	横山		○
C 地域住民	1	メタボリックシンドローム予防講座	30	10	中島 岡本 宮崎 松本	野中 川上(琴)	○	
	2	メタボリックシンドローム予防のためのレシピ集作成	5	5	藤井	田辺		○
	3	成人の食事バランスガイド普及のためのリーフレット製作	5	5	藤井	山内(紀)	○	
	4	山梨県の郷土料理のレシピ集作成	5	5	依田	川上(明)		○
	5	腎臓病の方のための料理講習会	5	5	依田	川上(明)	○	
	6	嚥下障害者のための食欲増進ソフト食レシピ集作成	5	5	中川	安河内	○	
D 情報発信	1	らくらく加工食品製造カードの製作	5	5	中川	安河内	○	
	2	減塩実践に向けたリーフレット作成	5	5	松本 樋口	白川		○
	3	微細米粉のパン・製菓への利用方法の開発とリーフレット作成	5	5	仲尾	中野	○	
	4	栄養成分表示活用状況に関する調査	5	5	塚原 志田	中野	○	
	5	地域住民の食中毒予防に対する意識調査	5	5	塚原 志田	澤田	○	
	6	学園祭「食育広場」での情報発信 食育推進ボランティア事例発表	20	40	赤井 鈴木 古屋 山口	白川 伊藤 野中 川上(琴)	○	
	7	活動報告書(食育事例集)の作成	5	5	山口	澤田	○	
	8	ホームページによる食に関する情報発信	10	5	中島 仲尾	中野 エンリー	○	
	9	F Mラジオによる食に関する情報発信	12	12	田草川	松井	○	

3 「データ、資料等」

資料1 本学のこれまでの「食育」への取組を伝える新聞記事

スクランブル 山学短大・依田ゼミ



透析食の調理実習を行う学生たち
山梨学院短大

食事制限の多い透析患者さんに少しでもおいしい物を届けたい。山梨学院短大食物栄養科・依田萬代助教のゼミで学ぶ学生と透析施設「すずきネフロクリニック」(甲府市塩部1丁目)はこのほど、同短大で患者の健康管理を学ぶ講演や透析食の実習を行った。

今年で4回目。テーマは「リンと上手につきあう方法～低リン食のコツとポイント～」。約30人の学生が15班に分かれ、同クリニックの管理栄養士・標雅子さんと患者、その家族らと一緒に「ちらし寿司」「牛肉の煮物」「小松菜の辛子和え」「芋ようかん」

透析食を患者らと調理「低リンのコツ」を学ぶ

を調理した。

ゼミで唯一の男子学生の矢吹和彦さん(2年)は「夏休み中からみんなで準備してきた。前日には食器の用意や下ごしらえを万全にしておいた」という。

学生たちは管理栄養士のアドバイスを受けながらサツマイモを長時間水につけカリウムを減らし、ご飯にハスを入れボリューム感を出すことで、ご飯自体の量を減らす一米に含まれるリンを減らす一などして透析食を仕上げた。

栄養士を目指す渡辺里奈さん(2年)は「きょう作った料理は季節の食材も使い見た目もキレイだった。食事制限のある中でおいしいものを作れたかったので、患者さんたちがおいしそうに食べてくれたのは本当にうれしかった」と感想。学生にとって、将来の夢を支える心の栄養、を取る機会になったようだ。

透析食のメニュー

山梨日日新聞
2006年11月1日(水)

創立60周年記念し
食育シンポジウム
山梨学院
山梨学院短大食物栄養科は二十六日、甲府・山梨学院メモリアルホールで、山梨学院創立六十周年を記念したシンポジウムを開いた。

「食育」推進の今とこれからできること、しなければならぬこと

と」をテーマに開催。食育に携わる教育関係者や栄養士らをパネリストに迎え、食育の在り方について考えた。

「子どもがおかわりしやすい状況づくりを心掛けていく」「円形のテーブルを囲み、児童と教諭がコミュニケーションをとりながら楽しく昼食をとっている」といった教育現場の実

食育をテーマに開かれた記念シンポジウムは、甲府・山梨学院メモリアルホール

から

松本晴美
黒田和子
沢村和子

実践報告をはじめ、「家事や調理の手伝いへの関心が食物への愛着をはぐくむ」などの意見が出た。

シンポジウムに先立ち、女子栄養大の香川芳子学長による基調講演も行われ、学生らは熱心に耳を傾けていた。

山梨日日新聞
2006年11月27日(月)

資料 2 過去 5 年間の食育推進にかかわる本学の主な取組

年	取組内容	
平成 14 年度	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 牛乳、乳製品を使った料理講習会 (5月) ➢ 高齢期における食生活講座 (5月) ➢ 山梨県小児糖尿病サマーキャンプにおける栄養教育 (8月) ➢ 透析者とその家族のための料理講習会 (8月) ➢ 山梨県産の果物・果実を使った加工品の開発 (11月) ➢ 山梨県産あくなしワラビに関する研究 (2月) ➢ 郷土菓子の研究 (2月) 	 <p>平成 14 年度 山梨県産果物を使ったジャム</p>
平成 15 年度	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 高齢期における食生活講座 (5月) ➢ 山梨県小児糖尿病サマーキャンプにおける栄養教育 (8月) ➢ 透析者とその家族のための料理講習会 (8月～9月) ➢ 牛乳、乳製品を使った料理講習会 (11月) ➢ 山梨県産の果実を利用したお菓子作り (11月) ➢ あくなしワラビ加工品等製造の検討とパンフレットの作成 (2月) ➢ 大麦粉カステラの製品化 (2月) 	 <p>平成 15 年度 山梨県小児糖尿病サマーキャンプ</p>
平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 高齢期における食生活講座 (6月) ➢ 山梨県小児糖尿病サマーキャンプにおける栄養教育 (8月) ➢ 透析者とその家族のための料理講習会 (8月) ➢ 牛乳、乳製品を使った料理講習会 (11月) ➢ 嚥下障害食のレシピ集の作成 (2月) ➢ 嚥下障害食 (ソフト食) のメニュー開発 (2月) ➢ 幼児の咀嚼性を高める間食の献立作成 (2月) ➢ 山梨県産ブドウ果皮を用いた加工食品への応用 (2月) 	 <p>平成 16 年度 透析者及びその家族のための料理教室</p>
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 幼児の保護者を対象とした食生活講座 (6月) ➢ 山梨県小児糖尿病サマーキャンプにおける栄養教育 (8月) ➢ 自然体験キャンプにおける児童への紙芝居を用いた食教育 (8月) ➢ 透析者とその家族のための料理講習会 (8月) ➢ 高齢期における食生活講座 (9月) ➢ 牛乳、乳製品を使った料理講習会 (11月) ➢ 児童館における木製パズルを用いた食育実践 (2月) ➢ 児童の保護者を対象とした食生活講座 (2月) 	 <p>平成 17 年度 木製パズルによる食育実践 (児童館)</p>
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 山梨県小児糖尿病サマーキャンプにおける栄養教育 (8月) ➢ 自然体験キャンプにおける児童の料理教室開催 (8月) ➢ 透析者とその家族のための料理講習会 (11月) ➢ 生活習慣病予防のための栄養講座 (10月～11月) ➢ 腎臓病の方のための料理講習会 (11月) ➢ 食育シンポジウム (11月) ➢ 牛乳、乳製品を使った料理講習会 (11月) ➢ 保育所でのエプロンシアターを用いた食育実践 (12月) ➢ 腎臓病の方のための料理レシピ集の作成 (2月) 	 <p>平成 18 年度 腎臓病の方のための料理レシピ集</p>

食 推 第 4 0 6 号
平成19年 3月14日

山梨学院短期大学
学長 三神敬子 殿

山梨県企画部県民室県民生活課
食の安全・食育推進室長



山梨県食育推進ボランティア事業への協力について（依頼）

本県の食品安全・食育の推進につきましては、日頃より御協力を賜り深く感謝申し上げます。

県では、平成18年12月19日、食育基本法、食育推進基本計画に基づき、「やまなし食育推進計画」を策定いたしました。「やまなし食育推進計画」では、重点目標の一つに「食育への関心を高め、県民運動として推進しよう」を掲げるとともに、食育の推進に関わるボランティアの増加に係る数値目標を設定するなどし、食育の積極的な推進を図ることとしております。

さて、食育の推進には、家庭、学校、保育所、地域等の様々な関係者が連携した取組の展開が不可欠であり、食育に関わるボランティアの増加は、県民に食育の必要性を適切に浸透させていく上で大変重要であります。

そこで、県では、関係者の連携強化を図るため山梨県食育推進協議会の設置を進めるとともに、食習慣を形成する年少期の子どもたちを主な対象として、食育推進ボランティア活動への大学生の参加、促進を図っていくことといたしました。

貴大学におかれましては、県の食育推進により一層の御理解をいただき、山梨県食育推進協議会への参加並びに学生の食育推進ボランティア活動の促進につきまして、御協力いただけますよう御願ひ申し上げます。

資料4 山梨県栄養士会からの協力要請文

山栄発第 19-3-13 号
平成 19 年 3 月 22 日

山梨学院短期大学
学 長 三 神 敬 子 殿

社団法人山梨県栄養士会
会 長 石 坂 恵 子



山梨県食育推進事業への協力をお願い

本栄養士会の食育推進事業につきましては、日頃よりご協力を賜り深く感謝申し上げます。

山梨県は、平成 18 年 12 月 19 日、食育基本法、食育推進基本計画に基づき、「やまなし食育推進計画」を策定いたしました。「やまなし食育推進計画」では、重点目標の一つに「食育への関心を高め、県民運動として推進しよう」を掲げるとともに、食育の推進に関わるボランティアの増加に係る数値目標を設定するなど、食育の積極的な推進を図ることとしております。平成 19 年には関係者の連携強化を図るために山梨県食育推進協議会の設置が進められており、本栄養士会も構成員として参加することになっております。

本栄養士会では、これまで様々な関係者と連携した食育推進事業に取り組み、山梨県の栄養改善や食育推進に努めてまいりました。今後もより一層の食育推進運動を展開してまいります。その活動の充実や活性を図るとともに食育の必要性を広く浸透させていくためには、食育に関わるボランティアの増加が必要と考えております。

そこで、貴大学におかれましては、本栄養士会の食育推進活動にご理解をいただき、学生の食育推進ボランティアとしての活動を促進していただきますようお願い申し上げます。

資料 5 「社会体験講座Ⅰ：食育推進ボランティア」評価の視点
 (「自己評価シート」「食育推進ボランティアレポート」共通)

食育実践力の育成	1) 食育の意義、重要性について学ぶことができたか。 2) 学んだ専門的知識を食育活動に活かすことができたか。 3) 自ら考え、工夫した食育活動を企画・計画することができたか。 4) 立案した計画にそって、食育活動を展開することができたか。 5) 食育活動に必要な指導教材等の作成技術を学ぶことができたか。 6) 食育活動に必要な指導力や表現力を向上させることができたか。
地域貢献感の醸成	7) ボランティアの意義、重要性について学ぶことができたか。 8) 自分が地域の一員である、という自覚がもてたか。 9) 地域社会で生きていく上でのマナーや、社会的態度を身につけることができたか。 10) 地域における食育支援の方法を理解し、それを担う者としての責任および自覚を得ることができたか。

資料 6 ボランティア対象者アンケート質問項目

(例 1) 幼稚園・保育園における食育教材を使った実践活動
1) 食育の指導内容は、子どもの年齢に適したものでしたか。 2) 食育教材は、子どもたちが興味・関心をもてるようなものでしたか。 3) 指導時の話し方や伝え方などの表現方法は、適切なものでしたか。 4) 子どもたちの食や健康への関心が高まったと思いますか。 5) 今後も、食育推進ボランティアによる食教育を活用したいと思いますか。 6) 食育推進ボランティアに関するご意見・ご要望があれば、お書きください。

※ ボランティアの対象が幼児の場合、アンケートの記入は、保護者および保育者が行う。

(例 2) メタボリックシンドローム予防講座
1) 講座の内容は、理解しやすいものでしたか。 2) ボランティア学生の対応は、適切でしたか。 3) 指導時の話し方や伝え方などの表現方法は、適切なものでしたか。 4) 自分の生活習慣の問題点を見出せましたか。 5) 生活習慣の改善のための具体的方法が見出せましたか。 6) 今後も、食育推進ボランティアによる講座を利用したいと思いますか。 7) 食育推進ボランティアに関するご意見・ご要望があれば、お書きください。

5 大学・短期大学・高等専門学校の基本情報

(1) 大学・短期大学・高等専門学校の特徴(概要)

昭和21年に創立した本学は、これまで、食と健康、幼児・初等教育と児童福祉、地場産業等の分野で、地域文化の創造拠点を目指し、地域に貢献できる実践力を身につけた人材の養成に努めてきた。現在、自然科学分野の食物栄養科、人文科学分野の保育科、社会科学分野の経営学科の3学科からなる地域総合型短期大学として、3学科共通の卒業要件科目「社会体験講座」などを通じて、社会に貢献しうる専門性と豊かな人間性を有した人材育成に向けて全学的に取り組んでいる。各学科の特徴は以下の通りである。

I 食物栄養科・専攻科食物栄養専攻…食と健康のスペシャリストの養成

・栄養士、中学校教諭(家庭)、栄養教諭、フードスペシャリスト等の資格取得

II 保育科・専攻科保育専攻…児童福祉と教育の連携を可能にする保育士・幼小教員の養成

・保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、児童厚生員、ピアヘルパー等の資格取得

III 経営学科…地域の文化的生活の基盤となる地域産業の実務者の養成

・山梨県(観光部)との提携による「やまなし魅力メッセンジャー」認定

(2) 大学・短期大学・高等専門学校の規模(平成19年4月1日現在)

大学・短期大学・高等専門学校名		山梨学院短期大学		
	学部等名、研究科等名または学科名	学科(課程)数、専攻数	収容定員数	専任教員数
○	食物栄養科 (専攻科食物栄養専攻)	5	300名 30名	19名 ※(11名)
○	保育科 (専攻科保育専攻)		300名 30名	17名 ※(14名)
	経営学科		70名	3名
	(合計)		730名	39名

※専攻科の専任教員数は、各学科との兼任教員数を表している。

(3) 取組の実施期間中の組織改編等の予定と影響の有無

平成20年度より、経営学科は、本法人山梨学院大学現代ビジネス学部へ発展的に移行させる。そのため、平成19年度は、2年生のみの在籍となる。この改編に伴う本取組への影響は特にない。

(4) 取組の積極的な情報提供の方法及び体制の有無

本取組についての情報提供は、本取組の紹介リーフレット、本学ホームページ、FMラジオ等を通して、情報提供を広く行っていく。過去に選定されたGPについても同様の情報提供を行ってきており、そのための体制は既に整っている。

6 過去の選定状況

[プログラム名：特色ある大学教育支援プログラム]

(選定年度) 平成15年度

(申請区分) 単独

(取組名称) 卒業要件科目「社会体験講座Ⅱ」

— YGU日本列島横断リレー フォッサ・マグナを歩く —

(選定取組の概要)

本学3学科全1年生が、糸魚川ルート10区間及び富士川ルート5区間の計15区間に分かれ、太平洋から日本海にわたるフォッサ・マグナを『たすき』をつなぎながら、地域の自然、文化、産業に触れ、1人平均20km歩くものである。実施区間は、学生の選択により、活動内容の企画、現地からの情報発信及び終了後の体験レポートの提出をもって、卒業要件2単位とする。運営指導は、社会体験講座Ⅱ実行委員会の教員が中心となり行い、全教職員がこれにあたる。

(選定取組と今回の申請との関連性について)

なし

[プログラム名：特色ある大学教育支援プログラム]

(選定年度) 平成15年度

(申請区分) 共同

(取組名称) 学生チャレンジ制度

— 学生の自主的探究心の涵養を目指して —

(選定取組の概要)

山梨学院大学と本学学生によって提出された自主的活動を記した企画書の中から、教育的効果・人間形成への影響度、独自性、ユニーク度、実現可能度などの視点により総合的に評価し、優秀な企画を認定する制度である。認定された入賞企画に対しては、学生チャレンジ制度認定証を授与し、最高50万円の奨励金を支給することで、自主的探究心の涵養を目指す。

(選定取組と今回の申請との関連性について)

なし

[プログラム名：現代的教育ニーズ取組支援プログラム]

(選定年度) 平成 17 年度

(申請区分) 単独

(取組名称) 少子化問題に対する地方短期大学の取組

～学生の子育て支援力育成と地域子育て支援事業へのサポートを通して～

(選定取組の概要)

保育科がこれまで行ってきた少子化問題への取組を一層充実させることで、地域の活性化を目指すものである。大きく2つの取組を実施する。1つ目は、地域の子育て支援事業者と連携した「子育て支援論」「子育て支援実習」を教育課程のなかに新設することによって、学生の子育て支援力育成の一層の充実を図ることである。2つ目は、保育科が本法人内の子育て支援センターと連携して行ってきた事業の対象者を、子育て支援を必要とする地域住民だけでなく、地域の子育て支援事業者へと広げ、子育て支援に関する情報提供等を通して、地域子育て支援事業へのサポートを展開していくことである。